

## 令和6年能登半島地震において被災された在校生への経済支援について

令和6年能登半島地震により、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

金沢学院大学附属中学校では、被災された在校生に対し、学びの機会をできる限り保障するため、被災状況により、授業料の減免の支援を行います。

本支援の適用を希望される方は、中学校事務室へ連絡のうえ、申請手続きを行ってください。

### 1. 支援対象

令和6年能登半島地震で被災した地域（災害救助法適用地域）で罹災あるいは収入状況に影響のあった方で、授業料等の減免の支援を希望する方。

### 2. 被災の程度による学納金（授業料・教育充実費）減免の基準

家宅の罹災状況および主たる家計支持者の収入の変化により、令和6年1月～6月分の学納金を減免します。

罹災状況	減免等の支援
全壊	令和6年1月～6月分の学納金（実負担額）
半壊	半額免除
一部損壊または収入減少	見舞金5万円
避難中（避難指示あり）	見舞金3万円

※ただし、家屋が全壊もしくは半壊した生徒で、SA特待生については、見舞金5万円を支援します。

### 3. 申請方法

本支援の適用を希望される場合は、事前に電話連絡をしたうえで、以下の申請書類をご提出ください。

#### 【連絡先】

076-229-8801（中学校事務室）

#### 【申請書類】

①支援希望申請書（所定様式）

本学所定の申請書に必要事項を記入

②罹災証明書

市区町村発行の罹災状況（全壊、半壊、一部損壊）が記載されたもの

③主たる家計支持者の収入状況が確認できる書類

被災の前後の収入状況がわかるもの（所得証明、給与明細等）

※被災の前後の収入に変化がない場合は提出不要です

④在校生と主たる家計支持者の住民票の写し

世帯全員が記載されたもの（本籍の記載は不要）

⑤診断書

主たる家計支持者が被災により負傷した場合に提出

医師が作成し、傷害状況や全治期間、後遺障害の有無等について記載されたもの

⑥戸籍抄本

主たる家計支持者が被災により死亡した場合に提出

※支援希望申請書の被災申告欄にその旨を記載してください

**【書類提出先】**

〒920-1393 金沢市末町 10 金沢学院大学附属中学校 事務室

**【書類提出申請期限】**

2024年3月31日（日） ※提出が間に合わない場合はご連絡ください

**4. 審査**

申請書類受理後、支援適用の審査を行い、減免額が決定します。結果は文書にて通知します。

※被災の程度によっては減免を受けられないことがあります。

**問い合わせ先**

金沢学院大学附属中学校 事務室

〒920-1393 金沢市末町 10

TEL 076-229-8801

E-mail chugakkou@kanazawa-gu.ac.jp